

野反湖キャンプ場の設置及び管理に関する条例（平成22年3月18日条例第34号）

最終改正:令和6年9月18日条例第28号

改正内容:令和6年9月18日条例第28号〔令和6年9月18日〕

○野反湖キャンプ場の設置及び管理に関する条例

平成22年3月18日条例第34号

改正

平成23年3月24日条例第10号

平成24年3月23日条例第12号

令和6年9月18日条例第28号

野反湖キャンプ場の設置及び管理に関する条例

（設置）

第1条 中之条町の住民及び観光客の保健休養に供し、もって福祉の増進に寄与することを目的として、野反湖キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

（1）名称 野反湖キャンプ場

（2）位置 中之条町大字入山 野反湖畔

（定義）

第3条 この条例において「キャンプ場」とは、次に掲げる施設及びこれに附帯する施設並びに設備及び備品をいう。

（1）管理事務所

（2）バンガロー

（3）野営場

（4）野反湖セントラルロッジ

（5）その他の施設

（管理）

第4条 キャンプ場は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用されなければならない。

（開設期間）

第5条 キャンプ場は、毎年6月1日から10月31日まで開設する。

（利用時間及び使用料等）

第6条 利用時間、使用料等は、別表のとおりとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

（利用の許可）

第7条 キャンプ場を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 町長は、キャンプ場の管理運営上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（使用料の納付及び還付）

第8条 利用者は、別表に定める使用料を直ちに前納しなければならない。ただし、町長が使用料の前納ができないと認めた者については、後納を許可することができる。

2 前項の規定による既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は、その全部又は一部を利用者に還付することができる。

（1）利用者の責に帰することのできない事由によって利用できなくなったとき。

（2）利用者から利用前に利用の取消し又は変更の申出があつて、町長がこれについて相当の理由があると認めたとき。

（使用料の減免）

第9条 町長は、次に掲げる場合においては、使用料を減額し、又は免除することができる。

（1）減免することにより、結果として施設の効用を高めることが見込まれる場合

（2）その他町長が特に必要と認めた場合

（目的外利用、権利譲渡等の禁止）

第10条 利用者は、キャンプ場を第7条に規定する利用の許可を受けた目的以外に利用し、又はその利用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（利用の取消し又は変更）

第11条 利用者は、利用許可を得た後において、利用を取り消し、又は変更が生じたときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出がなく、又は届出が遅れたためにキャンプ場に損害を与えたときは、利用者はその実費を町長に納付しなければならない。ただし、その事情がやむを得ない理由であると町長が認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。

（利用許可の取消し、制限等）

第12条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用を停止することができる。

（1）この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
 - (3) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。
 - (5) 施設及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (6) その他管理運営上支障があると認められるとき。
- 2 町長は、前項の規定により利用の許可を取消し、又は利用を制限し、若しくは利用を停止したため利用者に損害を与えることがあっても、その補償の責を負わない。
（損害の賠償等）
- 第13条 利用者は、キャンプ場の利用に際して施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、町長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。
（販売行為等の禁止）
- 第14条 キャンプ場及び敷地内においては、物品の販売及び広告その他これに類する行為をしてはならない。ただし、町長の許可を受けた者は、この限りでない。
（指定管理者による管理）
- 第15条 町長は、第1条の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法第244条の2第3項の規定により、キャンプ場の管理を指定管理者に行わせることができる。
- 2 指定管理者は、法令、この条例その他町長の定めるところにより、キャンプ場の管理を行わなければならない。
- 3 第1項の規定によりキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。
- (1) キャンプ場の施設及び設備の維持管理
 - (2) 利用の許可等に関する業務
 - (3) キャンプ場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受等に関する業務
 - (4) 前3号の規定に係る業務に付随する業務
- 4 第1項の規定によりキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合において、第5条を「開設期間は、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする」と読み替えるものとする。
- 5 第1項の規定によりキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合において、第6条及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。
- 6 第1項の規定によりキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合において、利用時間及び利用料金は、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。
- 7 第1項の規定によりキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合において、第7条及び第11条中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 8 第1項の規定によりキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合において、第8条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 9 第1項の規定によりキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合において、第9条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「町長は」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て」と読み替えるものとする。
- 10 第1項の規定によりキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合において、第12条第1項中「町長は」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て」と、同条第2項中「町長は」とあるのは「町長及び指定管理者は」と読み替えるものとする。
- 11 第1項の規定によりキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合において、第14条中「町長の」とあるのは「指定管理者が、あらかじめ町長の承認を得て」と読み替えるものとする。
（利用料金の收受）
- 第16条 町長は、前条の規定によりキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合は、キャンプ場の利用料金を指定管理者の収入として收受させることができる。
（委任）
- 第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年3月28日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に六合村野反湖キャンプ場の設置及び管理に関する条例（平成18年六合村条例第16号。以下「編入前の六合村条例」という。）の規定によりされた手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。
- 3 施行日前に編入前の六合村条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料については、編入前の六合村条例の規定の例による。
- 4 施行日前に編入前の六合村条例の規定による指定管理者であった法人その他の団体は、施行日において、この条例の規定により指定管理者の指定を受けたものとみなし、その指定の期間は通算する。

附 則（平成23年3月24日条例第10号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第12号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月18日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第6条、第8条、第15条関係）

キャンプ場の利用時間及び使用料

利用区分	単位	時間	使用料	付属品	備考
バンガロー使用料	1棟	午後1時から翌日 午前10時まで	6,000円	布団上下、 電灯付き	大人4人位
大型バンガロー使用料	1棟	同上	16,000円	同上	大人8人位
バンガロー休憩料	1棟	3時間以内	900円	同上	
テント敷地使用料	1張	午前8時30分から 翌日正午まで	1,300円		テント敷地借地内に 限る。
テント敷地入場料	1人		300円		
セントラルロッジ使用料	1人	1時間以内	200円		団体貸切1,000円